

10/18 荻原・吉田・白浜地区 令和4年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧 [事前提出分]

整理番号	意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
1	吉良町公民館・旧役場の跡地利用とスポーツ施設について	<p>【質問】                      荻原校区に住んでいて、支所だけでなく、きら市民交流センターも時々利用していますが、気になっていることがあります。                      きら市民交流センターは、当初は、仮称「支所棟」として計画されたように記憶しています。当時、PFI事業で公民館と旧役場の敷地に体育館として利用できるスポーツ施設である「アリーナ棟」を設置し、コミュニティ公園と野外趣味活動施設の体育館は廃止するということがスタートし、紆余曲折の後、支所のある建物のみ完成し、その後は事業が停滞しているようです。吉良町公民館の機能も、きら市民交流センターに移り、旧公民館と庁舎は利用しない状態となっています。                      また、令和2年6月をもってコミュニティ公園の体育館が閉鎖され、野外趣味活動施設の体育館も老朽化しており、その後の進展が見えません。「スポーツまちづくりビジョン2040」にも「活発なスポーツ活動ができる環境整備が重要」と謳ってありますが、スポーツ施設について、現状では廃止一択のように見えます。そこで、この地域の核となるスポーツ施設の今後の考え方と見通しについてお尋ねします。</p>	<p>旧吉良町公民館と旧吉良町役場及びコミュニティ公園の体育館については、耐震性が無いため、解体を進めてまいります。また、PFI事業で旧吉良町公民館等の敷地に新設を予定していた「アリーナ棟」につきましては、現在、アリーナ棟の機能をどう配置するかということで、建設場所も含め、スポーツまちづくりビジョン2040の中で検討を進めているところです。                      仰るとおり、コミュニティ公園体育館の閉鎖に加え、野外趣味活動施設の体育館も老朽化が進んでいることから、今後、吉良地区に新たな体育館を整備する必要があると考えています。                      施設の整備については、今後予定される吉良地区のまちづくり整備を参考に、公共交通機関などの利便性を含め建設場所から検討を進めてまいります。</p>	資産経営課 スポーツ振興課
2	集中豪雨の被害と総合的対策について	<p>【質問】                      5月27日及び7月26日の集中豪雨について、避難指示の発令など、市民の安全確保についての市の対応はどのようでしたか。</p>	<p>両日の集中豪雨では、大雨警報(浸水害)や洪水警報は発表されましたが、線状降水帯や土砂災害警戒情報の発表は、ございませんでした。                      皆さんの記憶に新しい7月26日に記録的短時間大雨情報が発表されましたが、夜間の遅い時間であること、雨雲の状態から短時間の雨であると予測されたことから、この時間からの避難は大変危険だと判断し、高齢者等避難や避難指示の発令は行いませんでした。                      なお、市災害対策本部が避難指示等を発令する場合は、防災行政無線を始め、防災アプリ、登録メール、キャッチ等テレビのデータ放送などで情報発信しますので、情報の入手に努めていただきたいと思います。</p>	危機管理課
3	集中豪雨の被害と総合的対策について	<p>【質問】                      両日の集中豪雨による、被害などはありましたか。</p>	<p>災害時に、町内会長の皆さまには被害調査にご協力いただき大変感謝しています。5月27日については、床下浸水が6件、7月26日については床上浸水が30件、床下浸水が66件の被害が市内で出ておりますが、吉良地区におきましては、床下、床上浸水ともに被害は報告されていません。また、両日ともに道路冠水や法面崩落などの被害を把握しています。</p>	危機管理課
4	集中豪雨の被害と総合的対策について	<p>【質問】                      被害があった場合、復旧はされましたか。また、被害について長期的措置は計画していますか。</p>	<p>集中豪雨により、吉良地区で発生した被害でございますが、5月27日については、乙川・宮崎・津平地内において法面や路肩の崩壊など5か所を確認しています。                      現地にて調査を行い、西尾市所有である法面については、すでに復旧は済みであり、個人所有となる土地については、地権者の方に復旧のお願いをしています。                      7月26日については、荻東・宮迫地内において浸水、土砂流出など2カ所を確認しています。                      浸水についてはすでに復旧済みですが、土砂流出は応急処置を施してあり、復旧方法については、現在検討中であります。                      また、今回のこの地区における被害について、長期的措置とする計画などはございませんが、市街地においては、近年の集中豪雨に対する家屋などの浸水被害を少しでも軽減させるため、愛知県に対する河川改修の要望を行うとともに、調整池の設置などの検討もしています。</p>	土木課

10/18 荻原・吉田・白浜地区 令和4年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧 [事前提出分]

整理番号	意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
5	集中豪雨の被害と総合的対策について	【質問】 避難指示が発令された場合、豪雨、津波、河川の氾濫、土砂災害で、それぞれ避難する場所が違うと思いますが、確定されていますか。	災害時は、まずはご自身の身の安全を確保していただきたいと思います。災害の種類別、お住まいの町内会ごとに避難する場所は決まっています。ハザードマップまたは、市ホームページに掲載しています地域防災計画（資料編）63・64ページの「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」をご覧ください、災害に備えていただきたいと思います。確認できない等ございましたら危機管理課へお問い合わせください。	危機管理課
6	集中豪雨の被害と総合的対策について	【質問】 災害防止の基盤整備はできていますか。もしくは 計画中ですか。 また、開発が進む駿馬瀬戸地区の治水と放水及び農業用水の増水への対策、排水ポンプの能力は十分ですか。	災害防止の基盤整備につきましては、放流先が矢崎川である排水区として、排水面積約84ヘクタールの荻原排水区がございます。この排水区には総延長約6キロメートルの排水路がありまして、これらは合併以前に整備は完了しており、荻原ポンプ場も整備されています。5年に一度の確率で発生する時間50ミリの雨に対応できる排水路として、全路線整備済みとなっています。 また、愛知県企業庁が実施する駿馬瀬戸地区の工業用地開発における治水及び放水対策については、都市計画法の開発許可基準に基づき、当該開発事業において調整池3基が設置されています。  農業用水の増水対策及び排水ポンプの能力でございますが、農業用の排水路へは雨水や田の落水、宅地などの排水が流入し、河川や海へと排出されていますが、排出先となる河川の水位や海の潮位により自然に排水が出来ない場合においては、排水機場にあるポンプを運転して強制的に排出するようにしています。 この地域においても、本市の管理となる荻原排水機場がありますが、この機場の整備基準は、20年に1回程度の確率で発生する降雨に対して農地などの排水を行うように計画されています。 また、降った雨水などを一旦農地にて保水し、その後24時間かけて排水するようになっていきますことから、近年のゲリラ豪雨や線状降水帯などによる短時間に降る豪雨については、対応しきれていないのが現状です。 今後におきましては、矢崎川などの河川に対して、流域全体で流出抑制を行うなどの流域治水計画についても、検討課題と認識しています。	商工振興課 農地整備課 下水道整備課
7	集中豪雨の被害と総合的対策について	【質問】 吉良地区の雨水は矢崎川に排水されますが、増水集中で氾濫の危険性は増していませんか。その対策として、回避策及び基盤整備についての計画はありますか。	集中豪雨などにより急激に増水となった場合には、河川の水位が上昇するほど堤防内部に水が浸透しやすくなり、決壊や氾濫の危険性は高くなります。 その回避策として、矢崎川の水位が一定基準以上に上昇した場合には、河川の増水を抑えて堤防を保護するため、雨水ポンプ場や排水機場の運転を停止するなど、放流を止めるよう定められています。 また、愛知県では「二級河川矢崎川水系河川整備計画」を定めており、寺後橋付近から炭焼川合流点付近において、洪水対策などの整備が位置づけられています。 現在は、下流部から高潮、地震・津波対策を優先に整備を進めており、整備計画延長約6.7キロメートルに対し、令和3年度末現在で約4.7キロメートルが整備済みでありますので、進捗率としては約70パーセントとなっています。今年度は饗庭新橋上流左岸、赤坂橋下流左岸、赤坂橋上流左岸の3箇所にて延べ約185メートルの耐震工事を実施予定と伺っています。	河川港湾課

10/18 荻原・吉田・白浜地区 令和4年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧 [事前提出分]

整理番号	意見・質問等（題名）	（内容）	【回答】	担当課
8	吉田及び離島保育園跡地における今後の予定について	<p>【質問】 吉田及び離島保育園跡地について、市有地であれば今後の計画についてお尋ねします。 また、吉良地区には合併前の建物が多く残っていますので、土地の有効活用を早く行ってください。</p>	<p>吉田保育園と離島保育園は、令和5年度から統合し、吉田小学校の北側に、吉田みやこ認定こども園として開園いたします。 移転後の跡地利用としましては、吉田保育園は、令和5年度に園舎を解体し、売却してまいります。 一方、離島保育園は、園舎を防災倉庫及び津波一時待避所として、園庭を公園として活用していく予定であり、今後、関係部局と調整を図ってまいります。 吉良地区の合併前の建物敷地については、今までは、PFI事業の見直し協議が進まなかったため、跡地利用の検討が滞っていましたが、PFI事業契約は、令和3年度末をもって解除しましたので、PFI事業対象施設を含め、順次、売却を基本として跡地利用の検討を進めてまいります。</p>	資産経営課 保育課
9	広報にしお配布時の全戸配布物について	<p>【意見】 広報にしお配布時に全戸配布する印刷物が時々ありますが、全戸配布するほど重要なものではないと思われます。回覧にすれば部数が少なくなり、雑がみの量が減り、かなりの省エネになりますので、そのようにしてください。</p>	<p>広報にしお以外の配布物については、市役所内の各課が必要と判断したものを回覧、配布しています。 これまで町内会の負担を軽減するため、全戸配布していたものを広報の折り込みに変更するなど精査してまいりました。併せて、全戸配布から地区限定の配布や回覧に変更するなどして、削減にも取り組んでいます。 令和4年度におきましては、広報にしおを除いた配布物は43件ありまして、そのうち全戸配布したものは8件、このほか吉良地区限定の全戸配布は2件です。 今後も、重要な配布物以外は回覧にしよう努めてまいります。</p>	地域つながり課